

埼玉県の構造設備基準

- 待合所と作業所があること。
- 作業所の面積は、9.9 平方メートル以上であり、かつ、作業室内にあるいすの台数に応じた面積があること。
- 天井の高さは、床面から 2.1m 以上であること。
- 床、腰張りは不浸透性材質のもの（コンクリート、タイル、リノリウム等）であること。
- 作業所と待合室は、高さ 90cm 以上の固定したもので明確に区別されていること。
- 作業室内に洗浄設備があること。
- 作業室内に洗顔及び洗髪のための流水式の設備を設けること
- 照明、換気が十分に行える設備があること。
- 蓋付きの汚物箱、毛髪箱を備えること。
- 器具等の消毒（薬物消毒、紫外線消毒、蒸気消毒、煮沸消毒等）の設備があること。
- 計量器具として、100ml 及び 1,000ml(又は 500ml) のメスシリンドラーがあること。
- 消毒済の器具、布片等の収納戸棚があること。
- 未消毒の器具、布片等の収納容器があること。
- 傷等の手当てに必要な救急用医薬品及び衛生材料があること。